

令和6年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和6年6月14日（金曜日）

議事日程第2号

令和6年6月14日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 陳情第2号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情

第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第5 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 石上義久	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名します。

菊地福祉保健課長から12日の議案第56号に関連し発言を求められておりますので、これを許可いたします。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 私の方から2点ほどご報告させていただきます。

議案第56号に関しまして、まずケアマネージャーの数ということだったんですけれども、介護認定に携わるケアマネージャーさんの数は町内で8名ということになっております。町内で8名ということになっております。

次に、お詫びと訂正なんですけれども、56号関係の中で介護療養型医療施設、県内3カ所と答弁させていただきましたけれども、手持ちの資料に誤りがございまして、能代市もないと言ったんですけれども、能代市の京病院さん含めて県内7施設となっております。県内で7施設となっております。

以上、報告とお詫びでした。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さんおはようございます。議席番号11番山本です。

通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、洋上風力発電に係る貢献策等について。

先に決まった秋田県沖を含む3地区の洋上風力発電事業が三菱商事系の1社に独占されたことによる入札方針の変更に伴い、昨年12月決定予定であった八峰能代沖洋上風

力発電事業社選定が3月に延期され、今年3月22日に合同会社八峰能代沖洋上風力が選定事業者に選定されたとの発表がありました。事業会社の構成員は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、現在は買収されてエネオス・リニューアブル・エナジー株式会社に変更されております。イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン株式会社、東北電力株式会社の3社であります。エネオスが代表企業を務めるとのことです。また、株式会社秋田銀行が事業会社に出資し、今後着工準備を進めた上で、2026年の建設工事開始、2029年の運転開始を目指し、30年間の海域専用期間において中長期的な地域の発展に貢献するとあり、事業会社の構成員であるエネオス、IRJ、東北電力の3社は、開発や運営を含む事業遂行の全般に関わり、秋田銀行は構成員とともに地元企業等の連携及び地域振興策の実行を支援すると発表されました。

事業会社がエネルギー関係というところでは関連企業との繋がりに不安を感じますが、町としては能代火力発電所設置以来の大型プロジェクトに伴う地域振興を図る機会です。人口減少し、財源も減少していくこの町にとって、このたびの洋上風力発電設置に伴う地域振興の支援は、町民負担の軽減に繋がったり、あるいは町活性化のきっかけとしなければなりません。事業会社も秋田銀行も地域振興の支援をすると発表されていることを盾に取り、事業会社にいかに支援を取り付けるかが今後の町の趨勢を決めることとなると考えます。そのために町の具体的な将来ビジョンをもって事業者と協議し、支援を取り付けることが必要と思うことから、事業者の発表後に町との地域振興策の協議の提案があったのか。また、代表のエネオスだけとの協議になっていくのか。そもそも町としての振興策はあるのか。あるとすればどのような内容なのか答弁を求めます。

また、さきに決まった能代三種沖、県南沖洋上風力売電価格の出捐金0.5%と違い、八峰能代の場合においては既に出力37万5,000kW掛ける250円掛ける30年、総額28億円の出捐金が予定されておりますが、その基金造成をいつの時点で求めるのか。また、分割、あるいは一括のどちらを求めていくのか。さらに、出捐金の資金管理団体としての現在の協議会が担うこととなっていくのか。そして、資金使途としてどのような使途を考えているのか、答弁を求めます。

次に、教育委員会の行事等の認識について。

令和5年9月8日、文部科学省から通知された「教師を取り巻く環境整備について緊急に取り組むべき施策」を踏まえた取り組みの徹底をどのように捉えているのでしょうか。

こうした中において、教師の働き方改革として、各種行事の時間短縮や土曜祝祭日を使つての行事の見直しが提言されました。これにより、各種事業や卒業式等の式典での告辞・式辞・祝辞などの簡素簡略化がしています。そんなに重い負担なののでしょうか。私たちの時代には、保護者、地域住民が一緒になって子どもの成長を見守り、地域行事と一体であった運動会、その運動会が午前中の終了や、厳粛で威厳のある入学式・卒業式での町長や教育長の挨拶が省略されるなど、簡素簡略になりすぎていないのか。私は古いのか、特に入学・卒業の儀式が簡素化すぎることに危惧しております。

教員の過重労働の問題で教員不足が叫ばれている中、民間企業並みの処遇を求めることに理解をしていますが、サラリーマン的感覚で教師としての仕事をしてほしくない思ひがあります。熱血漢のある教員像を求める考えは古いのでしょうか。

また、校長や副校長の管理職に対し、儀式的行事に関して譲れない告辞・式辞・祝辞などを簡略化の対象としてほしくないと考えます。

また、認定子ども園の卒園式に出席したところ、全ての卒園児の服装が羽織はかまであることに違和感を感じてしまいました。同席した議員の皆さんも同じく感じたと思います。あまりにも華美な印象を受けたからであります。教育長として認識を問うものがあります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えいたします。

八峰能代沖の洋上風力については、議員ご指摘のとおり令和3年9月に促進区域に指定され、その後、再エネ海域利用法第9条に基づく協議会、いわゆる法定協議会での合意形成を経て、今年3月、エネオス、旧JREでございますけれども、これを中心とする「合同会社八峰能代沖洋上風力」が選定事業者に決定したところであります。

事業概要としましては、発電設備出力が375MW、工事着工が令和8年3月、運転開始予定時期は令和11年6月となっており、エネオスによる全体総括のもと、イベルドローラが持つ洋上風力発電特有の技術やノウハウと、これに地域に精通・密着した東北電力と秋田銀行が参画することにより、円滑な事業実施を目指すこととしております。

また、事業の進捗状況は、現在、実施設計に着手しているほか、環境アセスメントなどの許認可関係の手続きも順次進められておりますが、工事に係る施工体制の確立など

具体的な取り組みについては、今後検討していくと聞いております。

ご質問の地域振興策や基金の造成等については、今年の秋以降に開催される協議会の中で進めていくことになっておりますが、現時点における事業者側が提案する地域振興策は、「いい風が、人と仕事を集めてつなぐ」をコンセプトに、地元企業の発電事業への参入や地元企業向けの再生可能エネルギーの供給、災害時の電力供給など、エネルギー系企業の特徴や強みを生かした内容となっております。

今後、町としましては、協議会へ提案する地域振興策について、他地域の事例等を参考にしながら町独自の地域振興策を取りまとめるとともに、この協議会を通じて、運転開始前から、構成企業や協力企業が持つノウハウやブランド力など民間の知見を活用しながら、地域産業全体の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業に係る出捐金は、八峰沖、能代沖、合わせて約28億円と試算されており、基金の造成や管理方法、使途等については、前述のとおり、今後協議会で議論し決定されることとなりますが、本町といたしましては、この出捐金を活用し、一次産業の振興や地域福祉、子育て支援の充実など、幅広い分野に活用してまいりたいと考えております。

さらに、現在取り組んでいる御所の台エリアの再構築事業についても、同地域を魅力ある観光地とするため、大手企業の人脈や経験、知見を生かしたアドバイスをいただくとともに、事業全体をプロデュースする人材を紹介してもらえるよう強く要望していくこととしております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 皆さんおはようございます。それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

令和5年9月8日には、このたびの議員の質問にありますように、令和5年8月28日に中央教育審議会から提言された「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策を踏まえた文科省通知」が発出されました。

この通知には、国や県、市町村、学校などがその権限と責任に基づき主体的に取り組む事項として、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、学校における働き方改革の実効性の向上と持続可能な勤務環境整備等の支援の充実といった3つの事項が示されています。

一つ一つの事項を見てみますと、例えば学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進の事項には、学校行事の準備・運営については、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直した上で、真に必要な活動を中心にあり方を検討、実施すると示されています。

学校行事に係る負担の軽減については、学校は、学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育に真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするための行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図り、運動会での開会式の簡素化や内容の見直しにより練習時間を減らしたり、入学式、卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の具体的な取組例が示されています。

また、秋田県教育委員会は、令和6年3月に今後3年の計画期間となる教職員の働き方改革推進計画を策定し、教育委員会と学校が今後取り組むべき事項を具体的に示しております。

この県の推進計画を踏まえて、本町の学校は学校行事等を実施しているところですが、学校間でのばらつきがないよう、教育委員会が方針を示しています。

次に、儀式的行事である卒業式、入学式の告辞・式辞・祝辞等の簡素簡略化につきましては、今後よりよい式にしていくために、様々な方々から意見をいただきながら、式の内容を学校と相談しながら実施してまいります。

また、卒園式での園児の華美な服装についての教育委員会の認識につきましては、服装は教育委員会や子ども園が決めることでなく、各家庭で判断すべきものと考えています。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、答弁がなかったんですが、事業者が決まったわけですが、エネオスなり、まあ秋田銀行はほとんど来てると思うんですが、エネオスの事業者の挨拶等は現実にあつたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 詳しい日にちはちょっと私も忘れてしまいましたけども、役場に来ていただいて、エネオスだけでなく、構成事業者皆さんがですね一緒になって来てい

ただいて、ご挨拶いただいたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 会ったということで、その日ですぐ決まるわけではないと思いますが、ある程度、町長が思い描く振興策っていうのは、まあ雑談の中でもある程度こう相談はあったと思うわけですね。まあ協議まではいかないにしてもですね、その辺もしあったらですね、ちょっと紹介してもらいたいと思うんですがね。まあ先ほどの答弁でもあったように、御所の台の再構築については新聞等で発表されておりますけどもね、それ以外にも何かしら話したことがあれば答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 地域支援につきましては、これからなのかなというふうに私も感じておりますけれども、この洋上風力を契機とした未来づくり会議が実は県庁で5月の29日に行われております。その場で私発言させていただいたことはですね、先ほど新聞にも出たということでございますけれども、御所の台エリアの再構築について、どうかプロデュースしてくれるような方を紹介していただけないかとか、あるいは、その取り組みについて様々なアドバイスをいただきたいと、そういった発言をしたところでございます。またそれ以外の支援策については、現時点で事業者側にお伝えしたことはございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 28億円ほどの金が想定されておるわけですが、これは能代との分配になるわけですが、それにしてもその出捐金だけではなくてですね、地域貢献というのはその出捐金以外のことを想定してるわけですから、それについては、何ていうか、まあ町がこういうふうな支援をしてほしいということを具体的にもうは出していかないと駄目だわけで、だと思っておりますよ。そうするとですね、必然的に町内で何を支援してもらうのかということを、もう今の段階で詰めていかなければならないのではないのかなと。まあそういう、後で質問しますが、その28億円の使い方の前にですね、そっちの方を先にまず、相手が決まってるわけですから、その辺を詰める必要があると考えていますが、どうでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員ご指摘のとおりだと私も思っております。しかしながらですね、今後、法定協が秋以降に開会されるというふうに聞いているところでございま

すし、そういった場面を使いながら、町としてやっていただきたいことをしっかりとまとめた上で、そういった場で発表していきたいなというふうに考えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 法定協はもちろん大切ですけども、法定協そのものに私はちょっと懐疑的な感じしてるわけですよ。というのは、もう既に事業者が決まって、まあ受ける側の市町村も決まってるわけです。で、その中でどういうふうな使い方をするのかということは、地元の協議で済ませるべきであってね、せいぜい仲介者とすれば県だろうというふうに考えるわけですよ。それでチャチャいれてくるのは多分国だと思うんですがね。まあそういうふうな国の考えが全てが正しいわけじゃなくて、やはり地元が求めることに對して集中的にやってほしいという思いであればですね、まあその辺はその法定協にばかり問題を同意を得るではなくて、まあ対面でお互い双方向で決めていく方が私はいいなというふうに思ってるわけです。で、なおかつ、もし可能であれば町としては他にない独自のプロジェクトで何か進めてもらう。企業からそれを設置してもらったり、やってもらうというふうなことが私は必要なんではないのかというふうに考えます。その点について。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に對し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど法定協の話をしましたけども、それ以外にも、先ほど申し上げましたとおり、秋田の洋上風力を契機とした秋田の未来づくり会議というものがございまして。これはエネオスさんだけでなく、三菱さんだったり、丸紅さんだったり、商社の皆さんがですね一緒になって協議している会議の場でございますけれども、そういった場面も使いながら町の要望をしっかりと伝えていきたいなというふうに思ってますし、それだけではなくてですね、エネオスさん側とはなるべくこう面談する機会を多く設けさせていただいて、町の要望を機会あるごとにしっかりと伝えていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、町にお願いしている要望というのは今後やはり取りまとめていかなければいけないなというふうに思ってますし、そういったところをスピード感を持ってしっかりとやっていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしても私はこの機会にですね、企業からは一度町に、まあ再三私が思ってるのは農業と漁業に支援をしてもらいたい。それと最終的には観光。

私は観光的には例えば町内の公用車を全部電気にして、町内に何だ、電気充電器、充電器を設備してもらえらるようなことでもいいのではないかと。で、住民も相当安く電気を充電して町内を走って移動できるというふうなスタイルでも、まあもしかすれば可能かと思えますし、農業でも漁業でもその電気をちょっと地元だからという具合で支援してもらったり、安くしてもらえれば発展には繋がるだろうというふうに考えるわけです。その辺を加味してですね、まあ町長からは今後エネオス側と交渉していただきたいと思っています。その点、町長としての意識の程度、返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど議員がおっしゃりました漁業、農業はもちろんでございまして、そしてまた観光、これも町の基幹産業であるというふうに感じております。したがって、そういった基幹産業が今後も一層発展していけるような取り組みを町としても事業者側に対しましてお願いしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございせんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 1問目は終了したいと思います。

2問目について。

○議長（皆川鉄也君） はい。

○11番（山本優人君） 先ほどの教育長の答弁だわけですけど、最初に卒園式の華美な部分についてなんですがね、まあ私だけではないと思ったんですよ。羽織はかま、子どもの羽織はかま、あまりにも華美すぎるなって。まあ七五三の行事かなって見間違えるぐらいだわけですよ。で、本来的には、あれって相当金かかると思うんですね。頭を直して、着物をレンタルして、まあ買う人はいないと思いますけど、多分想定で二、三万かかるじゃないかと。たったあの1日のためにですね。しかも、あとは使えないと。まあこざれいで、その日のために新調した普通の服であれば、後に控える入学式も着ていけるわけですけども、あの羽織はかまではちょっとおかしい。その辺は親の考えだって、まあ教育長は言いますがね、それを止めるもやはり教育委員会ではないのかなと。ちょっとこうあまりにもやりすぎなのではないかなということで、まあ注意っていうわけではないにしても、ちょっとこう言い方を変えながら言う必要性は感じないのかどうかということ、個人的に、まず聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁では各家庭で判断すべきものと考えますで終わったんですが、でもこの件に関していろいろこう、いろんなこうご意見があるということは、今後、親の会には情報提供はしていきたいと考えております。で、そこであといろいろ親の会で話し合っていて、いい方向に向かっていってくれればいいなと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 結局何が言いたいかというんですね、ああいうスタイルがずっと続くようになると、貧困家庭がいじめを受けるわけですよ。2万もかけてあの卒園式のためにレンタルするっていうことになるんですね、卒園式に出ない子どもが出てくる。もしくは、その保育園に通わせない、そういうふうな事態にもなりかねない。やっぱりその辺のことをやっぱり考えるとですね、教育委員会を盾にして、世間はこういうふうな話をしてますよという伝え方でとりなしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の議員のご意見をこれから生かして伝えていきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） その卒園式の児童の話は終わりましたですね、儀式的な行事の、特に今回の町長の挨拶等、教育長の挨拶の簡略。本当にこういうことでいいのかなと。まあ今回の教育委員会っていうか学校の働き方改革、私は働かない改革をしているっていうふうに思うわけですよ。自ら教員を目指して実習して、それを分かってて教員になった人が何でこういうことがつらいというふうに思うのかっていうのが、私、なかなか理解できない。地域や子どもら、親と一緒にやってこの子どもたちを育てていくという思いで先生になったはずなのに、こういう繋がりを切っていくような改革っていうのは私はなかなかなじめないなと。で、まあ学校の町長や教育長が挨拶するっていうのは、なぜ必要なのかということはおのずと教えなければならないわけですよ。まあ町の住民としてこれから成長していく、育っていく子どもらに、町の思い、教育長の思い、町長の思いを伝える機会っていうのはその場でしかないわけでしょ。まあ教育長は普段学校でいろいろ話す機会があるにしても、町長が子どもらに話す機会っていうのは卒業式と入学式ぐらいしか多分ないと思う。それを省略して、子どもらはあの人町長だかも、どこの人だかも分からないまま卒業するというふうな事態になる。私はそれは町民とし

てっていうか人としておかしいんじゃないかなっていう、私は思うわけです。ですから、その辺の感覚は、まあよその町はどうでもいいけども、八峰町の教育長としてどう思うのかお尋ねします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

八峰町の教育は大変レベルの高い教育を維持することができています。その一つの要因は、町当局、そして議員の方々の教育に対する理解が大変理解をしていただいて、教育環境を高いレベルで維持していただいているということが一つの要因であります。もう一つの要因は、先生たちの献身的な努力によって現在のトップレベルを維持することができています。

で、今回の、地域とともに育てるということを山本議員もお話しされていましたが、コロナ禍で地域の方々と学校との繋がりが一旦途切れてしまいました。それで、八峰町としては地域と一緒に学校で子どもたちを育てていくということを大切にしたいと思って、コロナ禍明けの儀式的行事では積極的に地域の方々に案内を出すこと、そして学校行事でも案内を出して、先生たちや子どもたちの頑張りを見ていただきたいという思いを校長会で伝えました。

もう一つ働き方改革についてなんですが、大変な時間をかけて先生たちは子どもたちの毎日の授業を行っております。残業時間もかなりの数、時間を引き割いているということと、特に中学校の場合は部活動でもさらに時間が増えているという、大変こう働きすぎということが全国的に話題になって、全国でこれから、いくら今までこう手を打ってきてもなかなか進まないの、これから３年間をかけて、教育委員会や学校がガリっとうこう３年間かかって働き方を改革していかなきゃいけないということで、先ほど説明してきた推進計画等が作成されています。ですから、先ほど話したように地域との繋がりを大切にしながらも、先生たちが疲れないでよりよい教育を子どもたちにするための一つの具体的な手立てとして、今回儀式的行事の挨拶を見直したわけですが、２月の全員協議会の時に議員の皆さんからいろいろご意見をいただいて、そこで、それでは町代表として一人の方からご挨拶をいただくという方向で今回進めさせてまいりました。ですから、今後も地域との繋がりを大切にしながらも、働き改革、子どもたちのための働き改革を進めながらも、これからいろんなこう対応をしてまいりたいと思っております。

あと、告辞・式辞・祝辞につきましては、式辞は校長先生が挨拶されますので、告辞

は教育委員会、学校の設置者として定められている教育委員会が卒業生に対して卒業を承認しますよという意味が込められているそうです。でも、今までの流れを見ますと、卒業式の卒業生の励ましの挨拶とか、保護者への挨拶とか、地域の皆さんへの挨拶とか、学校職員に対しての挨拶とかというふうにして、教育長の告辞と来賓の皆様の挨拶の内容がかぶるということもありましたので、できるだけ簡略化ということで町代表1名ということに今回はさせていただきました。でもまた、先ほども答弁いたしました、今後も皆さんのいろんな考えを聞きながら、よりよい式になるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ教育長の考えっていうか、まあ上の方の教育委員会の、まあ上の方、国の、そっちの考えの方に則ったような感じはするわけですけども、私は決してそうではないのではないかなって。まあ地域と密着するっていうのであれば、まあ過去には何だ、地元の誘導員っていうのか、子どもらを安全のために連れていくおばさん方も卒業式に参加してきたりですね、そういうふうな形で地域密着を図ってあったわけですね。そういうふうなことを考えればですね、地元の父兄、子どものいない世帯の応援を求めて、同意を求めて町が教育費に相当の金を出してる八峰町だわけですよ。そう考えるとですね、それに対して見守っていくのは、まあ議員であれ町長だわけです。その町長なり議員、まあ教育長も含めて、学校で卒業式に挨拶もない、まして最近では地域住民のそういう方々も参加するっていうことではないですけども、本来であれば地域住民誰彼かまわず出席してもいいよというふうなスタイルだったんですが、それすらも今なくなっている状況の中で、せいぜい町長、教育長の挨拶ぐらいは、これはあってしかるべきではないのかなというふうに思うわけですよ。そうでないと、今後この教育に関する資金抛出というのがなかなか私は薄くなっていくんじゃないかなと。学校に行ってもですね挨拶もできないようなそういうふうな学校の考え方となればですね、私おかしいなというふうに思うわけです。

もう一つはですね、学校の先生が忙しい忙しいと言いますが、それは自らの、何ていう、担当している、私らの子どもにはなかったんですが、呼びかけっていうんですか、何かいろいろ卒業式と何とかこう一つずつ挨拶行ったり来たりするようなあれがあるわけですけども、私らの子どもの時はありませんでした。で、その時間の方が長くか

かっているのが現在ではないかなって私は思うわけですよ。あれは練習時間が長いために、自分の担当している何ていう、学年の練習時間を完璧にやろうとして時間をかけすぎてることが原因であってですね、卒業式、わずか町長挨拶したって5分もあれば、長いと私らも思いますけども、せいぜい2人挨拶したって10分、それぐらい我慢できるような子どもに育てるべきと私は思います。その辺どうなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 山本議員の質問にお答えいたします。

まずはじめの方にありました招待者については、ただいまコロナ禍が明けての過渡期でありますので、昔と今との違うかっていうことでいろいろ混乱あると思うんですが、学校の方には積極的に関わっていただいた方々には案内状を出すようにということは話しております。

あと挨拶につきましては、先ほどもお話ししましたが、いろんな方々のご意見を伺いながら、よりよい式を目指して今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしても今すぐこの次からやるというわけにはいかないと思いますけどもね、私はそういう形で省略してほしくない。やはり、まあどこまでやれるかは別にしても、最低限、町長、教育長の挨拶は私はあってしかるべきだし、それぐらいの挨拶を長すぎるなというふうな考え方をするような教員だったら別に飛ばしてやって別な人をこう代えてほしいなと思います。それと、そういうふうな儀礼的儀式を耐えられる子どもに育ててほしいなというふうに考えております。その辺を踏まえて教育していつてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めます。

○11番（山本優人君） 答弁お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの山本議員のいろんなこう考えをこれから私たち参考にしながら前に進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかにございませんか。

○11番（山本優人君） ありません。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。10時55分より再開をいたします。

午前10時49分 休 憩

.....

午前10時55分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） おはようございます。

3番奈良聡子、通告に基づき一般質問を行います。

傍聴の皆様方におかれましては、朝早くから足を運んでいただき、ありがとうございます。議会の方に関心を持っていただき、うれしく思います。

では最初に、学校適正化検討委員会と学校の将来像の検討について伺います。

少子化の進行により児童生徒数が減少し、学校が小規模化しています。この現状を踏まえ、町は今年度、学校適正化検討委員会を設置し、去る5月24日に第1回会議が開催されました。5月30日の全員協議会で提示されました資料によりますと、令和6年度現在の児童生徒数は、八森小学校68人、峰浜小学校72人、八峰中学校94人、合わせて234人となっています。これが6年後の令和12年度には、八森小学校45人、峰浜小学校52人、八峰中学校72人、合わせて169人になると予測しています。6年間で65人の減ですから、この間、1年に約10人ずつ減っていくことになります。予測どおりに推移するならば、13年後の令和19年度には町内の児童生徒数は100人を切ってしまうでしょう。非常に深刻な状況と言わざるを得ません。

さて、第1回の会議では、「予想以上に進んでいる少子化について、町民への周知や理解がなされていない」「子どもが少ないため、PTA活動やスポーツ少年団活動における役職の掛け持ち等で保護者の負担が大きくなっている」といった現状認識や、「統合は必要、あるいは進めるべき」「町民の意見を聞く機会を設けてほしい」などの意見が出されたという報告がありました。さらに踏み込んで、統合後の学校の検討事項に関する意見もあったようです。学校適正化検討委員会は、1年間の設置期間で3回の会議を開催し、今月下旬から町民の意見を文書やメールで受け付けるとしています。

そこで2点伺います。

1、会議の概要と町民の意見は公開されるのでしょうか。また、その際はどのような

方法で公開するのでしょうか。

今年度中に検討委員会から、「規模と配置の適正化に関する基本的な考え方」と「適正化に向けた具体的な方策」について答申が示されます。それを受け、来年度以降はどういう会議体や手順で学校の将来像を検討していくのでしょうか。

続きまして、猫の飼い主への指導と糞尿等への対策について伺います。

動物を飼うということは、言うまでもなくその命に対して責任を持つということであり、飼い主には動物の健康に気を配り、清潔で快適な住環境を与え、最後まで面倒を見る義務があります。特に猫の場合は多産であるため、どんどん繁殖しますので、増えすぎを防ぎ、猫と飼い主が幸せに暮らしていくためにも、ある程度の月齢になったら去勢・あるいは不妊手術を施す必要があります。そのことによって発情期のストレスが軽減し、家猫として穏やかに過ごすことができるようになります。しかし、飼い猫に去勢や不妊手術を受けさせなかったり、何らかの事情で猫の世話を中断したことなどにより繁殖しすぎた結果、飼育を放棄したり、あるいは多頭飼いから飼育崩壊へと至った事例が町内でも発生しています。飼い猫だった猫が行き場を失い野生化し、よその宅地に侵入して排泄した糞尿の処理や臭い、鳴き声等に長年悩まされている住民もいます。ある人は、「応急処置として猫寄せの薬をまいてみたが、あまり効果はなかった。でも薬代は結構かかっている」と嘆いていました。またある人は、「猫がうるさくて寝られない。飼育放棄により野生化した猫については、全部捕獲して持って行ってほしい」と憤まんやるかたない様子でした。このように周辺の衛生環境が悪化するだけでなく、生活の質の低下やストレスによる健康問題を招く恐れもあります。

私自身、猫を一匹飼っており、罪のない猫が近隣住民に疎まれている現状には猫好きの一人として胸が痛み、何ともやるせない気持ちになってしまいます。飼い主への指導とともに、糞尿等に悩む住民の精神的・経済的負担をなくすためにも、対策が必要ではないでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

私からは、猫の飼い主への指導と糞尿等への対策について答弁させていただきます。

猫の糞尿被害や過剰繁殖につきましては、町に対し以前から苦情や相談が寄せられており、こうした問題を放置することは町内の生活環境の悪化にも繋がるため、町では、

これまでも保健所と連携しながら、飼い主への適切な飼育方法等の指導を行ってきております。

こうした中、昨年度、町内において発生しました猫の多頭飼いによる飼育崩壊の苦情に対し、保健所や動物愛護ボランティア団体と連携し、「公益財団法人どうぶつ基金」の財源を利用した不妊手術や里親探しを行ったところであります。

本来であれば、ペットを飼う上で、餌やりや不妊手術などは飼い主が責任を持って行うことが基本であると私は考えております。また、野良猫等への無責任な餌やりは、食べ残しや排泄物の始末など生活環境を損ねる可能性があり、住民からの苦情にも繋がるものと考えます。

このため、町ではペット飼育の基本的なルールをホームページや広報誌に掲載し、ペットが近隣トラブルの原因にならないよう啓発に努めてまいります。

一方、自治体による猫の不妊手術に対する助成制度につきましては、町の厳しい財政状況を踏まえると早急な対応は難しいと考えますが、県内において助成制度のある自治体があることから、その取り組み等を参考にしながら支援のあり方を研究してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 私からは、奈良議員の1つ目の質問、学校適正化検討委員会と学校の将来像検討についてお答えいたします。

教育委員会では、出生数の減少や少子化の加速により小・中学校の児童生徒数が今後も減少傾向にあることから、八峰町学校適正化検討委員会を設置し、小・中学校の適正規模及び適正配置のあり方について諮問しました。

第1回検討委員会は5月24日に開催し、会議では「今後の児童生徒数の推移を見ると、できるだけ早く小学校の統合を進めるべきである」「小学校だけでなく中学校も含めた学校のあり方について検討すべきである」「少子化が進んでいるが、町民への周知や理解がなされていない」といった意見が出されたことから、6月25日発行の広報に児童生徒数の予想推移や検討委員会の主なご意見を掲載し、町民の皆様から声をお聞きすることといたしました。

ご質問の会議概要につきましては、その都度、町のホームページへの掲載を予定しており、準備ができ次第、公開してまいりたいと考えております。

また、町民の皆さんからいただいた意見につきましては、検討委員会にお示ししながら今後の方向性を探る参考とさせていただくこととしており、公開につきましては検討委員会の中で協議してまいります。

2点目の答申が出された後の手順につきましては、仮に適正化を図るべきとの答申が出された場合には、前回の八峰中学校や峰浜小学校統合時における手順により進めてまいります。

具体的には、答申を受けた後、学校再編検討委員会において統合を含めた再編に向けた具体的な方策や適正な校舎の配置などを検討していただき、その後は、統合校建設改修検討会や町民説明会、統合協議会等を行ってまいります。

なお、適正化検討委員会では「統合を早急に進めるべき」との意見もありますので、答申の内容や時期にもよりますが、早ければ令和6年度中にも再編検討委員会を設置することも考えられます。

いずれにいたしましても、第2回適正化検討委員会を9月下旬頃に開催し、広報に対する町民の皆さんの意見を検討委員会に示しながら答申に向けて協議する予定となっており、町の子どもが生きる力を育む上で、よりよい教育環境をつくるため、小・中学校の適正化に向けた具体的な方策について検討してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では1問目の再質問いたします。

全部で3回の会議ということでしたが、この5月24日の会議を含めて3回ということとよろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

3回を予定しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ちょっと休憩します。

午前11時09分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

前回の会議も含めまして3回を予定しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ということは、あと2回の会議である程度のその方向性を、協議して方向性を決めるというところまで行くということですよ、あと2回の会議で。

○教育長（鈴木洋一君） はい。

○3番（奈良聡子さん） 設置期間が1年で、会議が3回はちょっと少ないかなと最初思ったんですけども、ただこのせっぱ詰まった状況を考えますと、なるべく早く結論を出して次の段階に行った方がいいなと今は私も思っております。

で、この会議の概要については、その都度ホームページで公開すると。で、広報にもその都度、まあ第1回の会議の内容は今度の、今月ですか、の広報で公開する。で、2回目、3回目も広報とホームページで公開するということによろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

町民の皆さんにしっかりとこう理解していただくという上で、会議ごとに公開してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） その町民の意見については、その検討委員会の方に寄せられた意見を示して、公開についてもその検討委員会の方で協議してもらって決めるということですよ。うなずいてくればいいです。はい、はい、分かりました。

それですね、その2回目、第2段階からの協議についてですけども、やっぱりなるべく広範な町民の意見を募った方がいいと思うんですね。急がなければなりませんけども、プロセスは丁寧に進めていただきたいというのが私の考えです。

それで、この「Pen」というこの雑誌があるんですけども、これにですね「未来をつくる26校のチャレンジ 新しい学校」という特集記事が載っておりますで、これファガスと峰栄館の図書コーナーの方に置いてますでしょうか。あれば読んでいただきたいんですけど、なければお貸ししますんで是非読んでいただきたいんですけども、この特集記事の中にですね、五城目小学校が載ってるんです。ここに五城目小学校と、あと

昨年行政視察で訪れました神山まるごと高専も載っております。ついでに申しますと、国際教養大学のあのすばらしい図書館の写真も載っております。この中でですね、五城目小学校が新しい学校に必要な5つのキーワードというのがこの雑誌に載っております、そのキーワードの1つでありますローカリティ、地域との接続、これを実践する学校として紹介されております。徳島県神山町の神山まるごと高専の方は、サスティ、サステ、あれ、英語忘れてしまったな。サステナビリティ、サステナブルな思考を育む学校として紹介されております。私、この記事を読んで興味がわいて、五城目町のある議員さんを介して、先月、五城目小学校を視察にまいりました。町内唯一の小学校となった五城目小学校は、2021年に現在の場所に移転しました。移転して新築されましたが、改築計画は教育委員会主催の全町民参加型のスクールトークというワークショップから始まりました。このワークショップですけれども、2017年から3年間にわたって10回のワークショップを重ねて計画が進められました。そして最終的に、まああらゆる垣根を越えるという意味で「越える学校」というコンセプトに決まり、地域に開かれた全く新しい小学校に生まれ変わったわけです。

当町においては、学校の配置や配置の適正化について、今、正に検討が始まったばかりでありますけれども、これを機にですね公教育として最大限の質の向上を目指し、地域に開かれた学校や子どもの学びの多様性の担保など幅広い議論が展開されることを期待しております。適正化検討委員会の次の段階からはですね、この五城目町のスクールトークのように、より多くの住民を意見交換の場に参加させ、多様な視点を取り入れて子どもの未来や可能性を大きく開いていける学校づくりを考えていくことが大事ではないかと思いますが、教育長のご見解をお伺いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

この後、答申の結果を受けて、もし前に進みなさいという答申が出た場合には学校再編検討委員会が開かれます。この中で、じゃあ具体的にどういう学校が八峰町には合っているのか、どういう場所が合っているのかっていうことを具体的にこう答申していただいて進めてまいりたいと思います。また、住民の皆さんには住民説明会ということが今までのこう学校統合で八峰町で進めてきた形なんです、今の奈良議員のご意見も参考にしながら、説明の内容または意見を聞く内容をこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この学校の場所の配置という問題はですね、三種町なんかの例を見て分かるとおり、やはりそうなるといういろいろ地域のエゴみたいなのが出てくるわけですが、急速に進行してるこの少子化の現状を鑑みて、学校だけじゃなくて既存のその教育施設の統合や再編等も合わせて包括的に考える必要があると私は思うんですが、その辺については町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員おっしゃるとおりだというふうに私も思っております。しかしながら、まずはですね、その学校の統合の有無についてですね、この会議の中でですね、しっかりとmonでいただいて、その結論をですね、しっかりと私らもそれを検証して前に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 先走った質問だとは思いましたが、一応聞いてみました。やっぱり近くに五城目小学校というすばらしい例があるので、できれば是非そちらの方に関係者含めて視察に行っていいただければ大変いいなと思っております。

1 問目の質問は以上です。

続いて2 問目。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○3番（奈良聡子さん） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、昨年、峰浜地区の方で多頭飼いの崩壊という事例がありまして、動物基金の行政枠というのを県内初、八峰町が設けまして不妊手術を施してくれたと、それについては大変感謝しております。この多頭飼いの話って結構聞くんですね。多分いろんな地区で、あの人いっぱい飼ってるよっていう人がいると思うんですけども、やっぱりこの責任を持って飼えるその個体数というのは限度があると思うんです。また、答弁にもありましたように野良猫への安易な餌やり。これはもう近隣住民にとっては、もう迷惑な結果を招きかねないわけです。適切な飼い方や野良猫との接し続について啓発活動が必要ではないかと質問しようと思いましたが、必要だという答弁でしたので是非進めていただきたいと思います。

あとですね、この飼い主の飼育放棄によって野生化した猫が徘徊したり、鳴き声など、またこの糞尿の臭いや処理に追われまして猫を近づけない薬を買うなど、余計な手間や

予定外の出費が生じているわけですね。この迷惑を被った住民の不満が高まっています。昨日もまた苦情の電話が来ましたが、啓発活動と併せて、この住民の不満を解消するためにも対策を早急に検討していただきたいんです。まあ町の広報やホームページにですね、迷惑事例や、よくある問い合わせなど掲載するなど、この猫問題を見える化して町全体で情報共有すべきだと思いますが、この点についていかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に議員おっしゃるとおりだと思っております。先ほど答弁でも申し上げましたが、やはりホームページ、あるいはその広報誌等にですね、しっかりと掲載して、その見える化を図っていききたいなというふうに思っております。やっぱり何よりもですね、やはりその飼い主の責任というのがしっかりと明確にしなければいけないなというふうに思っておりますので、そういったところも含めて掲載して住民の啓発に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） こういう問題が起きた場合にですね、近隣住民はその猫の忌避するための薬を買ったりとか、そういう出費があるわけですが、それについてはもう住民にかぶっていただくしかないということでしょうか。それとも、そういう問題が生じた場合には、町の方に相談してもらって、何らかのその、まあ財源の問題がありますけれども、補助制度がありますとか、そういうことはお考えにはならないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 厳しい財政状況というところもございますので、今この場ですぐに助成制度を創設するとかそういった答弁はできませんけれども、いずれにかほ市の方では去勢手術等に対する助成事業があるというふうな話も聞いておりますし、先日確か新聞報道にもあったと思います。いずれそういった薬の助成ではありませんでしたけれども、幅広くですね他の自治体等を参考にしながら今後のあり方について検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 是非検討していただいて、不幸な猫を出さないように頑張りたいと思います。

質問、以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで3番議員の一般質問を終了します。

次に、5 番議員の一般質問を許します。5 番水木壽保君。

○5 番（水木壽保君） 5 番水木です。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

今日は傍聴者の皆さん、どうもありがとうございます。しばらくぶりで登壇ですので、あがっております。

昨年 7 月 14 日の大雨は八峰町に今までにない甚大な被害をもたらし、横内地区では床下浸水があり、水道施設に被害が及び、飲料水を自衛隊から供給してもらうなど、河川にも被害に及び、水沢ダムからの農業用水に土砂崩れが起き、大変苦勞して、用水路に流すのにポンプとかいろいろ使って、やっと通水ができたというところでした。未だに町には田んぼに作付できない 22 h a があり、塙地区では大信田集落の上流には堤防が決壊し、田んぼに土石、流木が未だにある。塙集落の付近には橋の枠が決壊し、農道が流され、土石だらけになった。塙集落手前に 2 カ所あり、塙橋には 1 t フレコンを積んで防いでいる。下流は早急に修繕し、今はまた橋の脇の工事を行っている。畑谷地区では、昨年 4 月、8 月の大雨で家の方に水が押し寄せて恐ろしかったとありました。令和 5 年 7 月の大雨では堤防が破れて田んぼに土石流が流れたせいかわからないが、水が押し寄せる恐怖感はありません。今回の大雨で県道大沢線から目名湯線が一時的に通行止めになり、道路が堤防になり始め、初めて見る光景であった。

塙大信田集落は大雨のたび一時的に孤立状態になることから、塙川はこれまでも大雨による水害が繰り返しており、早急の改修工事が必要と考えるが、町の対応は。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 5 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 水木議員のご質問にお答えいたします。

昨年 7 月に本町を襲った大雨は、今まで経験したことのない豪雨災害となり、道路の崩落や河川の氾濫に加え、農地への土砂流入や農業用水路の決壊など甚大な被害があったことは、議員ご承知のとおりでございます。

塙川におきましても多くの箇所被害が確認されたことから、河川管理者である県では、国の災害査定を受け、現在は復旧工事に取り組んでいると聞いております。

一方で、町では、これまでも塙川の改修について、様々な機会を捉えて早期に対応していただくよう、県に対し働きかけを行ってきております。

また、昨年 7 月の大雨の経験に加え、近年の激甚化・頻発化している豪雨災害から町民の

安全で安心な暮らしを守るためにも、埴川の河川改修は必要であると再認識したところ
であります。

このため、町としましては、引き続き県に対して埴川の改修を働きかけてまいります
とともに、整備に向けては地元住民の熱意と合意形成が重要であることから、改修に向
けた期成同盟会を早期に立ち上げてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 5 番議員、再質問ありませんか。5 番水木壽保君。

○5 番（水木壽保君） タブレットに写真ちょっと、災害の時の写真を載せております。
ちょっと見てもらえますか。これがその日の当日でございます。ちょうど、ですけども、
これ、この先に土砂で崩れた、この後崩れるんですけども、そこまでは撮ってませんの
で、その時の現状といいますか、この埴集落、集落を越えた、そういうすごい被害があ
りまして、今この、これは護岸の写ってるんですけども、これ畑谷地区、畑谷地区の今
の現状なんですけども、この嵩上げしてる堤防が、十何年前か、12年ぐらい前かな、
この時、県で用地買収をした時に土地改良区から地区除外やった時、私がやっていまし
たので、ここの災害というか、この手前が畑谷橋があって、畑谷橋のその辺がいつも流
れてきて、あそこに土石流がたまって、洪水の時、掘られたっていう状況です、これが。
現状はこういう状況なんですけども、去年も水道止まりましたね、確か。この前見に
行ってきました、水道どうなるのか。今、鉄板を敷いて、道路に、町道に鉄板を敷いて、
また災害が起こるのではないかと警戒して見ていったんですけども、その点は大丈夫で
しょうか、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5 番議員の再質問に対し、答弁を求めます。

休憩します。

午前 11 時 33 分 休 憩

.....

午前 11 時 35 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

当局の答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの水木議員のご質問にお答えします。

埴の配水池のさらに奥の現場ということだと思いますけども、ちょっと工事の完成以
降ちょっと現場の方に行っていないので、現状、後で確認したいと思いますので、何

とかよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、ほかに再質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 埧川ですけども、田中までは改修終わってるんですよ。あそこがJ Rがあって飛び越えてこられない。上畑谷地区とかは、もう川に土石流が結構たまわってて、すぐ降れば水が上がってくるということを私個人的には思っているんですけども、あそこいつもそれで今ネックになって、期成同盟会とか住民がこうやってもらわないとできないと。県でも結構言ってるんですけども、埧川も傷んだとこだけしかやらないと。前に一度、計画組んでもらったんですよ、改修工事の。その図面ができましたかって聞くといやあ、できたかできないか分からねども、もう県ではもう壊れたとこだけ修理に回っていくという話でありましたので、今回の大雨でこんなになればいくらかわるのかなと思って質問したわけですので、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の……

○5番（水木壽保君） 県のことなので分からないと思いますけども。すいません。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご指摘のとおり、これは県管理の河川ではございますけれども、私もあの現場を見させていただいて、やはりですねJ Rのところ、そしてまたそのちょっと上流にあります頭首工、これがかなり悪さをしているんだらうなというふうに見ておりました。で、県にそれを伝えましたら、県の方もですね、しっかりとそれを把握しているところでございまして、やはり全体的な改修をすとなれば下流から改修しなきゃいけないだろうと。しかしながら県の方もかなり厳しい財政状況というところもありますし、また、そもそも河川整備計画が立ち上がっていないと、そういった話でございましたので、早急の工事は難しいんだらうなというふうに捉えております。

そういった中で先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、地域の熱意、あるいはそういうところをですね、しっかりやっぱり県にこう伝えていくことが大事であるというふうに考えておりますので、期成同盟会の立ち上げをですね早急にやってまいりたい。そしてまたそういった思いをですね県の方に対して伝えていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、ほかに質問ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） 河川改修、これはやらしてもらえばいいと。土地改良、あその田んぼ、改修が、今非常に若い人が苦勞してるわけで、ちょこちょこ田んぼに田植機埋

めたり、そういう苦勞しているのを見て、いやあこれは何とかしたいと思って、まあ河川改修を早期に急いでもらいたいという思いで質問をしたわけですので、まずは地域と町と力を合わせて形成同盟会を何とか立ち上げてもらえればと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の質問に対し、町長からこの先の見通し等についてご答弁いただければと思います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 期成同盟会の立ち上げにつきましては、やはり早急にやっていかなきゃいけないだろうというふうに考えております。そしてまた、まあこれちょっと県の方から聞いたんですけども、昨年の大雨でかなり秋田市の太平川、あるいは五城目の内川川、こういったところが相当な被害が出ておりまして、まずはですね、そちらの方に予算を重点的に配分してですね進めていきたいと、そういった話を聞いております。一方で八峰町もですね、この塙川だけじゃなくて泊川とかですね様々な河川で被害があったところがございますので、まず町としましては早期の復旧、これに取り組んでまいりますとともに、塙川の改修につきましては、先ほど申し上げたような形成同盟会を早期に立ち上げて地域の思いをしっかりと県に伝えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 5番議員、ほかに質問ございませんか。

○5番（水木壽保君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで5番議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午前11時41分 休 憩

.....

午前11時41分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 議席番号2番伊藤一八です。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、児童生徒の登下校時のクマ対策について伺います。

昨年同様、今年に入ってからクマの出没が増えており、秋田県警察の発表によりま

すと、6月11日時点の出没情報は県内で389件、能代署管内で14件と、毎日のように出没情報が後を絶ちません。今年度も既に全県にて6名の方がクマに襲われ、被害を受けております。また、昨年には、北秋田市内において、登校中にバスを待っていた生徒や帰宅途中の生徒が襲われる被害も発生しております。

当町においても、年々、小・中学校周辺、通学路やスクールバスのバス停付近でのクマの目撃情報が多くなっている状況であります。特にクマの活動が活発だと言われている朝夕の時間帯とかぶる登下校時の児童生徒の安全確保が急務と感じております。

今後、登下校時の安全確保についてどのような対策を行っていくのか、教育長の考えをお聞かせください。

次に、スクールバス運行について伺います。

新年度予算において、3小・中学校のスクールバス委託料の合計が約1億円となりました。経費削減のため、今年度より、夏休み以降、中学校での土曜日スクールバス運行がなくなります。4月の中学校PTA総会で、教育長から保護者への説明はありましたが、参加できなかった保護者への説明をどのように行うのか。

また、中学校3年生の部活動引退後は、下校時バス運行が授業終了後と部活動終了後の2本になるが、3年生は未来塾が始まり、1本目の利用者はほぼいない状況が毎年続いています。部活動終了後の1本にすることで、さらに経費削減ができるのではないかと考えます。

この2点を踏まえ、今後のスクールバス運行をどのように進めていくのか、教育長の考えをお聞かせください。

以上2問であります。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

さきの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、伊藤議員の質問にお答えいたします。

1つ目のクマ対策については、昨年より、北海道や東北を中心に全国でクマ出没情報や人的被害が多発しております。先ほど伊藤議員からもありましたが、6月11日現在

で、秋田県においては389件の出没情報や6人の人的被害が報告されております。

八峰町においても、今朝の目撃情報を含めて7件の出没情報が寄せられており、児童生徒の安全確保対策は急務であると認識しております。

町内の各小・中学校では「危機管理マニュアル」を作成しており、その中でクマの対策に特化した「クマ出没時対応マニュアル」を明記しております。

実際に学校や通学路付近で出没した場合には、警察や教育委員会との情報共有、屋外活動の制限、緊急メールを活用した保護者への情報提供などの対策を行うほか、登下校時については、保護者に対して送迎や見守りの協力をお願いしております。また、現在は八峰中学校と八森小学校において、毎朝、児童生徒登校前の校舎付近で爆竹やロケット花火を鳴らして、クマが近づかないような対策を実施しているところです。

クマと遭遇する機会は、いつどこで待っているか分からないことから、今後は「クマ出没時対応マニュアル」を適切に運用するとともに、予防策として、通学路周辺におけるパトロールの強化や、児童及び園児に対するクマ除け鈴の配布などを含めて、効果的な対策を検討してまいります。

次に、2問目の質問にお答えします。

スクールバス運用につきましては、エネルギー価格の高騰により年々運行に係る委託料が増加傾向であり、令和6年度においては、経費節減のため、部活動における夏休み以降の土日を含む休日スクールバスの運行及び小学校における夏休みプール送迎バスの運行を中止することとしております。

運行中止の周知については、学校には4月の校長会においてお知らせし、保護者には、年度初めの各校のPTA総会に私が直接出向き、その旨を説明したほか、6月6日付で学校を通して全保護者宛てに文書にてお知らせしたところです。

また、中学校における3年生部活動終了後のスクールバスにつきましては、伊藤議員ご指摘のとおり、3年生で地域未来塾に参加する生徒は1、2年生が部活動後に乗車するバスに乗りますが、参加しない生徒は午後4時台のバスで下校することとなり、中学校長からも乗車する生徒が少ないとの報告を受けております。

一方で、地域未来塾は毎日ではなく週3回の実施予定であること、また、午後4時台の中学校スクールバス5台のうち、4台は峰浜小学校スクールバスとの相乗りで運行していることから、実際に削減できる台数は1台となり、削減効果は少ないものと考えられます。

しかしながら、町の厳しい財政事情を考慮すると、削減効果がわずかであっても必要な手段であると考えておりますので、今後、受託業者と協議してまいります。

いずれにいたしましても、スクールバスの運行につきましては、教育委員会だけでなく町全体の課題と捉え、今後もより安全で効率的な運行を検討してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、再質問ありませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず1問目なんですけれども、教育長の方から今、クマベルを園児・児童の方に配布するということでしたが、中学校の生徒の方には配布はしないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

私の言葉足らずで、児童生徒・園児も含めて考えたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） いつ頃までに配布の予定とか決まっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

まだはつきりはしていませんが、できるだけ早く進めてまいりたいと、いろいろ協議してまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 小学校、昨年の11月、中学校、4月、今年の4月に対策マニュアルを作成したということで、しっかり対策はされているなとは思ったんですけれども、歩いて通学している児童生徒もいると思います。ただ、秋田市内の方ではクマの撃退スプレーを小・中学校に配布したとニュースでありましたが、八峰町の方ではそういう撃退スプレーの方の小・中学校への配備というのは考えてないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

クマのスプレーに関しては、先日、教育委員会の方に県の方から通知がありまして、地域振興局の方でスプレーを準備しているので貸出しするという通知がありました。で

すから、そういうことをいろいろ有効活用しながら対策に努めてまいりたいと思います。
以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まずスプレーの方も配備してくれるということで、まずクマベルの方を是非、夏休み明けすぐにでも園児・児童生徒の方に入ることができるように、よろしくお願いいたします。

1問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ありませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 2問目の方なんですけれども、まず部活動引退後、3年生の引退後というのはもう来週以降からもう始まってくると思うんですけれども、まず毎週3回ということで、1日2本、下校時のバスがある。峰浜小と一緒になっているということで、本数を減らすっていうのはちょっと今のところ大変そうな感じなんですけれども、やはり前回もスクールバスの運行の検討委員会を立ち上げた時のように、児童生徒数も減っておりますので、小・中学校の統合の話もあります。是非その検討委員会の方、もう一度立ち上げるとかっていう考えはないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

スクールバスの検討委員会、一昨年行われたと思うんですが、実はこれから、今、適正化検討委員会が開かれていますので、次の段階の会でスクールバス等も含めた話し合いがあると思いますので、そこで具体的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず前向きな回答で、まず適正化委員会終わってから考えるということですので、是非、児童の方もスポ少もまず一緒になったりしてスクールバスの今後の運行とか検討する時期に入ってきてるのではないのかなと思いますので、是非とも検討委員会を立ち上げて、運行や本数の再検討の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 伊藤議員、答弁必要ですか。

○2番（伊藤一八君） 大丈夫です。

○議長（皆川鉄也君） これで2番議員の一般質問を終わります。

次に、８番議員の一般質問を許します。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん）　ただいまより一般質問を行います。

通告に従いまして、一般質問４点したいと思います。

まずはじめに、国民健康保険の資格証明書を廃止し、規則の改正を考えないかということについて質問いたします。

国保税を払いたくても払えない世帯、滞納世帯の中でも、資格証明書と短期証明書は40世帯60人ではないでしょうか。短期証明書と資格証明書が行ったり来たりして、いつ保険証がなくなるのか気が気ではないという声をよく聞きます。５年以降の滞納額が存在する世帯がまだあるのでしょうか。生活が困窮して払えない世帯は、工面して払うにしても、まず減免申請を進めるべきではないでしょうか。そして工面して払う時は、直近の滞納額から減らして支払計画書を策定し、生活に無理のないものを申請してもらい解消に繋げる、これが資格証明書の発行をなくしていくことで非常に大事なことはないかと思います。八峰町税取扱規則などの申請書に、国保税、固定資産税、町民税が含まれたものになっていますが、その中には生活を一にしている家族全員の金融機関調べ、つまり孫や高齢者の親の預金通帳調べは、生活を根こそぎかき集め、取り立てるものであって、やってはいけないものと裁判が決めています。当町でもこれらの方々が訴訟を起こしたら敗訴します。何度かこの問題を一般会計で取り上げてますが、近隣どころか全県ではやっていません。規則を改正して金融機関調べの同意書を廃止する決断をしないか、考えを伺います。

申請書の簡素化についてです。収入である年金額や固定資産税や所得証明書など、役場で分かりきったことを記載する収入欄があります。また、文章の書き込みが２カ所あり、内容は同じものです。それと家族全員の名前、印鑑が必要な同意書、合わせて５枚の申請書を書かなければなりません。困った時に誰でも申請しやすいものになってはいないのではないのでしょうか。安心して医療にかかることは権利でもあります。悪化してから重篤な病名が見つかったでは国保会計に影響が出てきます。秋田県は保険税の統一に大きく踏み出して、秋田県第３期国保運営方針の内容には、収支が均等しているか、ことが重要で、収納率向上の対策をこれまで以上に推進していることが書かれています。資格証明書は申告しなければもらえないと言われるものになっています。そうならないためにも、滞納額を処分して、財源は基金とか法定外一般会計から出すなどして、今から廃止の方向に向かっていかなければならないのではないのでしょうか。他市町村を見て

みますと、八峰町における滞納世帯と資格証明書の割合は、能代市、三種町は0.1%ですけれども、当町は0.17%、藤里町は資格証明書の発行は行っておりません。日頃から近隣を参考にすると町長は言われますけれども、このことについての考えを伺いたいと思います。

2点目は、自衛隊へ自衛官の募集対象者名簿提供を拒否する申請手続きを明確に、ついて伺います。

昨年3月議会で自衛隊への高校生の名簿について一般質問を行った際、総務課長は答弁で、除外申請があれば名簿から除外しなければならないということで取り扱うことになります。制度を知らない人には除外申請ができるようホームページで周知しますと言われましたが、ホームページを開いても申請用紙にたどり着くまでは大変分かりづらいものがあります。八峰町の個人情報保護条例の中でも、本人の収集の制限ということで、個人の情報を収集する時はあらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にして、当該取り扱いの目的の達成のために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならないとあります。八峰町情報公開個人情報保護審査会条例は、5人の審査員が審査会を開くとありますが、この会議の中で自衛隊への名簿提出についての話し合いがあったのでしょうか。いずれにせよ、高校生の時に自衛隊から募集の手紙や訪問があつて驚いたという話を聞きます。これらのことは家族にも関わる問題であります。はっきり公開すべきです。例えば自衛官募集については、対象年齢が何歳から何歳までの方々の個人情報を自衛隊から求められ提供しました。拒否申請ができます。手続きの方法はこういうことです。全町民が目にする広報お知らせ版に記載するのが条例に合った方法ではないのでしょうか。今年度の名簿は、対象年齢何歳から何歳までの生年月日、住所、氏名を届けたのでしょうか。昨年ホームページに記載し、申請拒否はどのくらいあったのでしょうか伺います。

自衛隊の名簿提供は、さきにも発言しましたが、2015年、国会で安保法制関連法案が次々と強硬され、軍事予算が5年間で43兆円にも上るという、正にその時から地方自治体は住民基本台帳の閲覧や自衛官募集対象年齢の名簿提供が行われました。防衛省の資料では、電子版、紙媒体の提供は1,000余りの市町村があり、閲覧は500余りの市町村が行われたとあります。その半分となっています。これらのことを考えると、閲覧でも可能であります。紙媒体は慎重に個人情報を扱うことについて確認を取る必要があります。このようなことから町長の考えを伺いたいと思います。

3点目は、障がい者の雇用促進について伺います。

町内の障がい者就労支援A型が廃業したことは、障がい者並びに関係者に大きな衝撃を受けました。ここでの障がい者雇用は、60人中11人は町内の方々です。ただいま失業保険を受給しておられると思います。障がい者でも働けると大変期待をもって周辺市町からも通勤しておりました。町内の知っている数人の人たちは、働き始めてから自立心は目に見えるものがあり、経済的に収入を得ることは生きがいに通じるものであることを目の当たりにしてきました。当事者並びに家族の不安はいかばかりか、そのような声も聞こえてきます。

ところで、役場の障がい者雇用率は何%でしょうか。以前、正規職員100名で法定雇用率が守られているとしましたが、令和6年4月1日から国、地方公共団体に係る障がい者雇用率は3%、教育委員会は2.9%になっています。障がいの方々で障がい者年金をもらっている人は多くありません。大学時代とか若い時働いて発病して続けられず、退職して通院しても障がい者年金の申請が大変難しくなっています。無収入の人たちは保護者に助けられながら生活していても、40代、50代になると、いつまでも頼ってられず、自立したいと思ってもできずにいるのが現実です。短時間でもいいから働きたいと思っても、職場の理解や健常者とともに働くことが困難であります。まず地方公共団体が窓口を広げ、できる限り何かできないか就労を援助することから始めてみませんか。また、町内の農協関連や社協、大手企業など雇用率が守られているかなど、官民一体となって障がい者雇用促進に努力していく考えはないでしょうか。働く条件は大変だと思いますので、並々ならぬ理解が必要になります。サポート体制などを考えると、行政の支援と援助が必要になってきます。それらが障がい者の生活の安定と安心に繋がります。これらのことについて町長の考えを伺います。

最後に、公有地周辺の草刈り整備は町の顔と言えるのではないかということについて伺います。

八森地域から西津軽郡海岸線は国定公園に指定されています。春から夏にかけて日本一周の旗を掲げてのサイクリングや、いかにも全国を旅しているかのようなバイクや、中には県ナンバーのバイクやバイクツーリングなど集団で、また能代からは集団で定期的にハタハタ館に通うのか、ランニングしてる人たちも見受けられます。私は、その都度、足下は大丈夫か、草が邪魔にならいか、道路が気持ちよく整備されているかについて気になります。かなり昔、ある県会議員の方から、泊展望台前の国道にサシトリの草

が覆いかぶさってるのを見て、草刈りの整備ときれいなトイレは町の顔だと言われたことがあります。また、海岸線も観光スポットになって県ナンバーの車が止まっています。しかし、危険なのは山から流れる小河川が何本も海に流れています。草が覆いかぶさり、川があることが気がつきません。春が過ぎ、夏に向かい、海岸線の整備は町の顔として観光客を迎えるように整っているでしょうか。毎年、建設課にお願いしても、建設課も大変と困っています。県の敷地であることから手がつけられないのです。ほとんどの毎年、県の振興局に私は電話をかけます。今、三種町を回っているので待つてほしい。危険な箇所もあると伝えれば、即効的な対応が返ってきません。そこで地元の人たちは、地元でできることは自治会と連絡を取り合って対応できるものは対応していけるということを話しています。そのための費用弁償も当然必要になってきます。このように自治体とタイアップして一刻も早く気持ちのよい環境を整備していくこと、このことが必要ではないでしょうか。このことについても考えをお聞かせください。

一つ付け加えさせていただきますと、この通告書を出して間もなく、地元の大手建設会社が名入りのポールを立てて作業服を着た人たちが大勢、国道、県道、海岸線の歩道と連日かけて整備されました。何度か指摘しているビューシーラインも気持ちよく整備されています。今年だけにならないよう、今後も国、県に働きかけてほしいものだと思います。

以上です。ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「国民健康保険の資格証明書」についてであります。

国民健康保険の資格証明書交付は法で定められた制度であり、特別な理由がなく1年以上保険税を滞納された場合に被保険者証の代わりに交付されるものであります。この際、医療機関の窓口で一旦、全額を自己負担していただき、後日の申請により給付割合の相当分を被保険者へお返しする制度であります。

利用者には大きな負担となりますが、制度の趣旨は滞納となった方との折衝の機会を設けるところにありますので、まずは役場への相談をお願いしております。

また、状況によっては資格証明書の交付に至らない場合もありますので、滞納を放置せずに、督促や納付相談案内、短期保険者証の発行などの際にご相談いただきたいと考

えております。

次に、国民健康保険税の減免についてであります。罹災や貧困、著しい所得の減少等のため税金を納める能力がないと判断される場合には、条例・規則に基づいて減免で
きるようになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

担税力の有無については、納税義務者及び生計を一にする親族の給与、年金、退職金、
保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産等を総合的に判断しております。

このため、減免申請に当たっては、申請人及び世帯員の預貯金等の確認のため、金融
機関への照会を同意していただいた方の預貯金照会を行っております。

また、国保税の減免の可否につきましては、減免に至ったしかるべき理由を国保加入
者の誰もが納得できるよう慎重に取り扱うべきものであり、世帯の預貯金額を担税力の
検討材料とすることは合理性があると考えますので、申請用紙を含めた町税等減免取扱
規則の見直しは考えておりません。

いずれにいたしましても、国民健康保険の目的は誰もが安心して医療を受けられると
ころにあるため、国保加入者は保険税を納入し支え合って成り立っており、今後も制度
運営に当たっては加入者間の負担の公正公平の観点から慎重に取り組んでまいります。

次に、自衛官等募集対象名簿に関する除外申請についてであります。

「自衛隊への高校生の名簿提供」は自衛隊法及び同法施行令に規定された事務であり、
地方自治法における第1号法定受託事務に当たるものと認識しております。

また、自衛隊への個人情報の提供を希望しない方は、「除外申請」の手続きをするこ
とにより、町が自衛隊へ提供する情報から除外するものとしております。

議員ご指摘の除外申請の周知については、提供時期に合わせ、これまでのホームペー
ジの掲載に加え、町広報誌等でも周知してまいりたいと考えております。

次に、障がい者の雇用促進についてであります。

障害者雇用促進法に基づき、国及び地方公共団体には、法で定めた「障がい者雇用
率」の達成が義務づけられており、令和6年4月から町長部局は2.8%、教育長部局は
2.7%と定められております。

町では、令和3年度から、ハローワーク能代を通じて障がい者を「会計年度任用職
員」として採用し、現在は、町長部局に2名、教育長部局に2名、合わせて4名が在籍
しております。

町の「障がい者雇用率」は、基準日である本年6月1日において1.8%であり、法定

雇用率を達成するためには、1名の追加雇用が必要となっております。

「障がい者雇用率」の達成は町の義務でありますので、早期の達成に努めてまいります。

また、町内企業の「障がい者雇用率」の達成状況につきましては、町では把握しておりませんが、法律に基づき、ハローワーク能代が状況を把握し、企業に対して適切な指導等を行っているものと認識しております。

一方、国では「障がい者雇用対策基本方針」を策定し、これに基づき施策を展開しているほか、事業者に対する指導を積極的に行っております。

また、県においては、障がい者の就労支援に取り組む「秋田障害者職業センター」を設置し、就職のための相談や支援、就職後のフォローアップ等を行っているほか、県内の県立技術専門校やハローワークにおいては、障がい者を対象とした職業訓練等を実施しているところであります。

町といたしましては、これらの施策を就職を希望する障がい者に対して周知し、施策の効果的推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「公有地周辺の草刈り整備」についてであります。

議員ご指摘のとおり道路脇の草刈りについては、草が伸びてしまうと景観を損なうほか、見通しが悪くなり、通行の支障になるものと考えます。

このため町では、国道101号や県道を管理する県に対し、適切な維持管理を要望しているほか、町道脇の草刈りについては、計画的に実施しているところであります。

また、町では毎年、公共施設周辺や自治会要望のあった箇所についても町有地の草刈りを実施しており、今年度も全町で17カ所を計画しております。

一方で、県においては厳しい財政事情もあり、草刈りは基本的に年1回の実施と聞いております。

しかしながら、国道101号等の道路脇の草が伸びたままの状態は、町の主要産業である観光面にも大きく影響することから、町で現場を確認した上で見通しの悪い箇所や通行の妨げとなっている箇所、また景観を損ねている箇所については草刈りを実施していただくよう、県に対し強く働きかけてまいります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目からお願いいたします。

国民健康保険の資格証明書の廃止について、再質問を行います。

資格証明書は、まあ滞納がたまりにたまってっというか、払いたくとも払えない、そしてまた、それが少し払っては町から言われて5,000円、6,000円払って短期に代わり、また払えなくて資格証明書に代わる、こういう繰り返しをしているということをよく聞きます。その人たちには、やはり少しでも資格証明書をなくしていくための努力というのは町の方でどの程度行っているか、ちょっと疑問です。まず滞納額が以前でしたら10年も前の滞納額が遅れた方から払ってることによって、直近の5年がこう後ろの方に行って、結局まあ10年前の払ってるということを指摘して、5年の不納欠損を町でもやってるんだからそれをやるようにということをして、まあ軽くはなってきたと思うんですけれども、これがまだ5年以降の国保税を払ってる人がいるのでしょうか。伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ご質問にお答えします。

短期資格証の繰り返し、その件ですけれども、毎年、資格審査会議を行って滞納に対する分納状況、そういうのを図りながら、見ながら交付しております。納付相談も行い、分納計画とかも出してもらってるんですけれども、やっぱり厳しい時にはそういう話も伺って、ちょっとストップしたりとか、そういうふうな手当てはしております。

それから、直近5年の話ですけれども、現在もまだ5年より古いものもあります。で、原則5年で時効なんですけれども、今であれば平成29年以前の滞納が今のところ9世帯まだ残っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町の方でも努力はしていると思います。資格証明書をとにかく少なくしていく。これが全県の資料を見ても資格証明書が本当に減らされています。これはやっぱり窓口での指導があると思うんですけれども、全県で2、4、5、5カ所が資格証明書を発行しておりません。これはやればできることであります。そして短期証明書の方に移行してもらって、短期証明書の中で支払い計画を立てて、そして減免申請を、今年度分については減免申請を行って、それで5年以降のものは不納欠損にしていって、こういうことを是非進めてもらいたいと思います。能代、三種町でも滞納者が0.1%なんですよね。で、ここはもう0.17%、滞納者の割にはやっぱり資格証明書の発

行が多くなっています。

それとですね、受けにくくしているのがやはり家族全員の金融機関調べ、金融、預貯金調べ。これはですね、孫さんのお年玉まで調べられるということなんですよ。家族を同一世帯全てです。で、じいさん、ばあさんの分。世帯主は働き盛りでもなかなか払えない場合、こういう場合にですね、そして国保に入っていない、同じ世帯の中で協会けんぽに入っている娘さんとかいますと、その人たちの預貯金も調べられるんですよ。そういうことで裁判を起こして自治体が勝ったところがあります。これは何度も言っています。そういうことはあってはならないと思うんです。やはりこの規則、これをまず廃止して、同一世帯の預貯金調べ、これはやめるべきです。

そして申請書も非常に5枚綴りで長いものです。文書の書き込みもあります。申請する人たちは本当にもう体力、生活困窮者、弱りきってるところに、この5枚の申請を書かなければならないという、こういうことも簡潔にして、とにかく資格証明書の発行を少なくする、これが一番ではないかと思うんですが、町長いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、八峰町は金融機関の照会を同意していただいた方の預貯金照会を行っているところでございまして、議員がおっしゃるような裁判の事例とはまたちょっと異なるかなというふうに認識しております。したがって、先ほども申し上げましたけれども、町税等の減免取扱規則の見直しは考えていない、そういったところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ほとんど危機感を感じておられないようですけれども、生活を一にしている。一にしているということは、血縁でない方もいるかもしれません。そこで生活を一にしている人たち全てのその住所がある人たちの預貯金調べを行っているということで、これは本当に、もし訴訟を起こしたら負けてしまいます。

それとですね、資格証明書が今度県の方の3期の計画ですか、この中で、とにかく収納率を上げなくてはいけない。収納率を上げるということで、全県から見ると八峰町はちょっと収納率があまりいい方じゃないんですけれども、これが収納率を上げるということで、やっぱり努力して、今、資格証明書の発行の人たちにはもう保険証が行かなくなるかもしれないというこういう危機感もあるんです。払っていない人には、もう保険証は、今までだったら自動的に短期証明書、資格証明書というのが来ますけれども、これ

も申告しなければもらえない。そしてもう面倒くさいからいらないやということで保険証がなくなってしまうという、こういうことにもなり得るので、本当に今のうちからこれをなくすための不納欠損、それから執行停止、こういうことを進めていくべきだと思いますが、今一度、こういう考え方はないということですか。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） お答えします。

確かに資格証明書、重い制度であります。ただ先ほど町長も答弁したとおり、やはり税の減免に関しては慎重に扱うもので、他の被保険者が納得するものでなければいけないと思います。

で、まあ５年で消せるようにすべきという話ですけども、滞納額については滞納、分納誓約計画を立てる段階で滞納を認証したことになるので、そこで時効が一旦ストップしてしまいます。そのために５年以上のものも残っているということですので、ご理解願います。

あと同意書の件ですけれども、やはり税法上、担税力の判断というのは同一の生計をもつその世帯といたしますか、そういうところで見えるものですので、やはりお孫さんもお子さんもおじいさん、おばあさんも見て、その世帯の中で、同一の世帯の中で本当に税を払う能力がないのかどうかを判断してますので、これも変える予定はないです。

申請書の枚数が多いというところで、確かに書くところちょっと多いんですけども、窓口に来られた方には職員が直接説明しながら、その場でいろいろ説明しながら書いてもらってますので、どうかご理解いただきたいと思います。

あと保険証がなくなる、なくならないの話ですけども、一応制度上、資格証明書等は保険証の更新時期っていいですか、その時に発行できるということになってますので、保険証を渡さないってということじゃなく、切り替えの時期に資格者証を発行してるってことです。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 今は窓口で保険証が短期から資格証明書、資格証明書から短期というやってますけれども、これが県の方の計画の中には、収納率を上げるために町の方にいろんなそのプレッシャーとかいろんなものがかかってきて、これも資格証明書の

場合、取り残される可能性があるのではないかということで言われましたけれども、ほとんどそういう返事が返ってきません。是非ですね皆さんに保険証が行き渡るように、そして安心して病院にかかれるように、これが最大の町の仕事ではないかと思いますので、これを考えていきたいと思います。答弁がほとんどいい答弁、私にとってはいい答弁でないので、今後ともこのことは続けていきたいと思います。

答弁は要りません。次お願いします。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） 自衛隊の募集の名簿提供についてですけれども、ホームページを見てもなかなか見つかりません。暮らしとか、それから暮らしのところを開いて出てきたのかな。で、開いてもですね本当簡単に、何のために何歳から何歳までの名簿を提供してるとか、そういうあれではないんですね。申請書をチェックしてくださいという感じで。自衛官募集対象者に関する除外申請について、町では自衛隊法に定められたということで2行、そして下の方に申請書のということ書いてますけれども、非常にこれでは通じません。私はちょっと調べてみたんですけれども、京都の方にはですね大変いい例が書かれてました。自衛隊の情報を希望されない方へ。自衛隊への情報提供をしてほしくない旨の意思表示を行った方について、ご本人又は保護者の皆様から除外申請することができます。それで対象年齢は18歳から22歳になるまでの方。で、まあそこに住んでいる人。そして代理人でも構いません。保護者でもいいです。そして申請方法はこういうふうにして窓口申請、それから郵送でも構いません。こういうのがだあ一っとこう詳しく述べられています。で、自衛隊から提供されたということで、申請する人は、申請除外する人は、ということで詳しく書かれてますが、このペラ1枚でね小さく書かれて、除外申請についてというこれだけではちょっとまずいです。このことを含めて、これをやった結果、除外申請の手続きはあったのでしょうか。そして、今年度はもう提供したと思いますけれども、提供する際に何か文書的なもの、これはここ以外にはわなないでくださいとか、それから注意事項について、極秘ですよとか、そういう文書を付け加えての提供だったのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

1点目の、1点目といいますか、まず見づらいという、探しづらいというふうな点についてちょっとお話しさせていただければと思います。

確かに議員おっしゃるとおり、トップページには載っておりません。ただ、検索というところ右上の方にございます。そこに「自衛隊」と打ち込んでみてください。そうしますと出てくるのが、一番上にこちらの「自衛隊等募集対象者情報に関する除外申請」というものが一番上に出てきます。ですので、18歳のパソコン等、スマホ等が自分で使えるような子どもたちには、さほど難しいことではないのかなと思っております。

で、見上議員がご質問の手続きの方、何件申請があったのかというふうなことでございますが、そちらの方、申請の方はございませんでした。

で、提供の際に注意事項を何か加えたのかというふうなことです、そちらの方も法定受託事務に当たって法令どおりに情報提供しておりますので、特段注意事項というものは添付しておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 分らないですよ、これは。八峰町自衛隊って調べる人いますか。そしてこれは子どもの問題ではないんです。保護者でもあるし、やはり家庭の問題でもあります。これが、子どもがスマホで検索するでしょうという、そういう問題ではないですよ。やはりもうちょっとですね慎重に、この名簿の提出について考えてもらいたいと思います。これだけではね、何歳から何歳までの方々のっていうことではないです。対象者名簿って誰が対象者名簿なのか。何歳から何歳までが、高校生だけだと思ったら、対象者名簿22歳までですよ。そういうこと分かりませんよ。自分たちの名前がもう自衛隊にもう届いてる、大学生なんかも届いてるっていうことです。で、調べる気になったら調べてくださいではないんです。やはりこういうのははっきりですね、まあ私はこれは勧めませんけれども、本当はこういうことは個人情報保護の面でも問題ですけども、ただやはりこれを拒否する権限があるということで、この権限についてやはり町の方では自衛隊のとおりではなくて、個人情報保護の場合どうなのか、そしてこれがどういうふうに影響するのかということを深く考えてですね、そして何歳から何歳までの方の自衛隊名簿を、住所、氏名、年齢を提供しましたということをはっきりと打ち出すべきです。答弁に何か広報でのお知らせ版にという答弁がちょっとあったような気もするんですけども、このことについて詳しくどのようにするのか、もう一度教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町

民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、除外申請の周知については、提供時期に合わせ、これまでのホームページの掲載に加え、町広報誌等でも周知してまいりたいと考えておりますと町長の方から先ほど答弁ございました。内容といたしましては、提供時期、自衛隊の方からこちらの方の情報提供があるのが、今年度でいきますと2月頃であったとのことです。ですので、その情報提供する前の段階にホームページの一番最初のトップページのお知らせのところにそちらの方が表記されるように、掲載直しといたしますか、そういうふうな形で、ホームページを見れば分かるようなもので分かりやすく掲載する予定としております。

あと、見上議員がおっしゃったとおり、内容の分に関しましても広報誌等で、そうですね、年齢等も含めて掲載していければと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） どのように行われるのか、しっかりと私はチェックしたいと思っています。

それですね、自衛隊の方から名簿提出について、まあこれは上から来たものだから当然やらなくちゃいけないんだというふう、そういう認識のようではございますけれども、これを行っているのが1,500市町村のうち1,000で、500は、500の市町村は提出してないんですよ。で、自分で住基ネットから調べてくださいということで、これは自衛隊から来たものを即受けなくてもいいんだということを町は認識してほしいと思います。

これで、この自衛隊の問題については質問は終わります。

次お願いします。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） 障がい者の雇用促進についてですけれども、答弁の中で2.7と2.8の障がい者というところですが、私が調べた通達というか国の障がい者の雇用については、令和6年4月1日、3.1になりました。ということで、ご協力をお願いしますということが厚生労働省から出てます。これをですね是非守ってほしいと思います。で、本当に障がい者を雇用することは難しいので、働く人もなかなか長続きしません。4時間働くっていうのが精いっぱい、それもちょうとこう守ってあげないと長続きできな

い。しかし、経済的には非常に苦しく、無収入の今、11人、町内の11人のハッピーマッシュ、これが就労支援A型が閉鎖されましたので本当に行き場がなくて、まあ行けばですね最低賃金ですので、5～6万、多い人で7万くらいのお金は収入があるわけですよね。それが全くなくなるということは、障がい者にとっては大変な打撃、また家族にとっても先の展望が見えないということで嘆きの声が聞こえてきます。

そこでですね、1.8の障がい者では非常に足りません、八峰町でも。何か簡単な仕事がないかという、まあ私たちがよく口々にするんですけれども、町で何か仕事がないものか。2時間でも3時間でもできる仕事がないものかということをよく会話してます。そこで、就労支援を上げるためにも、就労支援というか法定の率を上げるためにも、何かこの手のことを考えられないものでしょうか。町長いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のおっしゃること大変よく分かるんですけれども、今、町の障がい者雇用率、先ほども答弁で申し上げましたように1.8%でございます。やはり現時点において、町の義務でありますこの雇用率を達成していない状況でございますので、引き続き早期に達成できるよう、雇用についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 用紙が見つかりました。令和6年4月1日から国、地方自治体に係る障がい者雇用率が2.6から3.0に改められることになりました。これは教育委員会は2.9ということであります。今現在1.8の雇用者、障がい雇用者はどのような形になってますか。教育委員会でも障がい者を雇用しているのでしょうか、教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 見上議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど見上議員の方から法定雇用率、町に関しては3.0%、教育委員会は2.9%というご指摘がございました。確かに障害者雇用促進法本則ではこの率に4月からなっておりますけれども、これには経過措置がございまして、先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、令和6年4月の段階で町長部局は2.8%、教育委員会については2.7%、これが法定雇用率でございます。その上でですが、答弁でも申し上げましたとおり、町長部局に2名、教育長部局に2名、合わせて4名在籍しておりますので、教育委員会の方にも障がい者雇用はしておると。そして教育委員会の法定雇用率自体は満たしており

ます。町長部局は満たしていないと。

○ 8 番（見上政子さん） 仕事内容。

○ 和平総務課長（和平勇人君） 仕事内容。保育士でございます。2 名とも保育士でございます。

○ 8 番（見上政子さん） 保育士。

○ 和平総務課長（和平勇人君） はい、保育教諭の方々です。私どもの方は、1 名が事務職員、1 名は用務員です。

以上でございます。

○ 議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） まあちょっと意外でしたけれども、教育委員会で保育士が2 名ということで。ですね、まあ庁舎の中、まあ外の仕事でもいいです、草刈りの仕事でも。まあ刃物は持つのは怖がりますので、何らかの仕事をですね、全課、全課で何か仕事がないかという、こういうふうな仕事探しができないものでしょうか。中であれ外であれ、2 時間、3 時間、まあ就労支援施設ではないんですけれども、こうでもしないと法定雇用率は上がらないと思います。これから上げるためには、どのようにどういう手段を取っていかうと考えておりますか。

○ 議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○ 和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁の中でも申し上げましたとおり、ハローワークを通じて障がい者を会計年度任用職員ということで雇用を、毎年募集をしております。残念ながら応募がない状態でございます。それで能代山本の障害者就労生活相談センターというところにもご相談をした経緯がございますが、障がい者は基本的には事務職より作業がしたい傾向にあるというようなことも伺っておりますけれども、現在、役場の方で雇用している用務員は2 名、うち1 名が障がい者。で、2 名体制でやっておりますが、正直申し上げて完全に仕事は足りております。これ以上雇用しますと、来ていただいても手持ちぶさたになるような状態でございますので、作業で雇うのは難しいだろうというふうに考えておりますので、できれば事務職で来ていただければなと思っておりますが、ご存じのとおり会計年度任用職員も相当数数がございますので、例えば退職を契機に新規採用する際を狙っていくとか、そういった形で円滑に進めていくことが必要かなというふうに考えております。

○ 議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） これではですね法定雇用率は達しませんよ。やはり自分たちから何かできないかと探して、そしてもうお金は本当に最低賃金で低いものです。本当にお金かかるものではありません。まあ全庁挙げてやはり仕事を探して補助してやるという、こういう意気込みを是非今後とも取っていただきたいと思います。法定雇用率上げるまで私は質問を続けていきたいと思います。

これでまず今の質問は終わります。

○議長（皆川鉄也君） それでは、最後の方の質問をお願いいたします。

○ 8 番（見上政子さん） 最後の質問に行きます。

大変驚いたことに、この通告書を出してから間もなく大手の企業が名入りのポールを立てて、大勢の方々が草刈り作業を始めました。それで、おかげさまで大変見晴らしもよく、国道筋、101号線沿い、それから海岸線も、道路に関わる場所は整備されて、これは県の仕事、国の仕事に関わったのだなと、声を掛けられたなと私は感謝をしています。ただですね、県の仕事はまだまだあります。海岸沿いの花火を上げる海岸、護岸のあの上のあたりはもう、階段のところの上あたりはもうサシトリの草で一杯です。その中には川が3本あります。もう陰に隠れて見えなくなってます。これは危険です。これ県の仕事なんですよ。ですから町の方でも、私も再三毎年言ってるんですけども、これを是非早めにやってほしい。危険であるということ。ですね、こういうのを、それから三角地帯、茂浦のあの海岸沿いの三角地帯、あれは県のものです。ただ自治会長もね、「いや、おら方さしゃべってければ、おら方草刈らずな」って。で、「そのかわりじえんこ出してければいんだ」っていうふうな、まあそういう考えがあります。是非この辺は臨機応変にですね、一刻も早く景観をよくするための努力をしてもらいたい。それで海岸沿いとか、それから国道沿い、そしてまた町の所有、まだ十何カ所あるとかって言われましたけれども、これも速やかに、もしできないのであればその自治会長と一緒に、日当払うからということで早めに取り組んでいけないものなのかどうなのか、その辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

現場よく確認して対応したいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） 是非ですね、その辺は行ってもらいたいと思います。自治会長

と連絡取り合ったり、周辺の草刈りをですね、お願いしたいと思います。

あと、川ですね、県の方に、小河川の流れてるところに草が覆いかぶさってるところについても、県の方に早速連絡してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） いずれ自治会長さんの方に確認して、状況がどうなのか、場所がどこなのか確認して、管理者が県であれば県の方に、町がやるべきところは町で対応していきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 毎年のことですので、本当に気持ちよい八峰町にするために、どこも見ても整備されてるな、そしてやっぱり観光の町だなと言われるように、またサイクリングロードも自転車を貸すとか、まあ民間とかハタハタ館でなくて体験センターでもあるようでしたら、やはりサイクリングロード、まず先に整備して、景観のよい観光客を迎える、こういう立場で取り組んで、早めの対応を取っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終わります。

日程第3、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情を議題とします。

本件については、令和6年3月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

令和6年3月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情を、6月12日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その結果、公契約条例の制定は事業所等の業務への負担が相当程度懸念されるなどの反対意見が出され、この陳情については賛成者なしで不採択と決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願います。

これより陳情第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 付託されて反対のようではございますけれども、私は賛成討論を行います。

この陳情にありますように、公共事業発注単価が公的機関から改善されましたけれども、引き上げられた発注単価が現場の労働者に届かず、現場労働者の処遇は改善されていません。公共事業発注単価、賃金が現場の労働者に確実に支払われるためにも、労働報酬の報酬下限額を定めるべき、これは公契約上の必要条例だと思いますので、私は当然のことだと思って賛成いたします。

ここの庁舎を建てる時でもありますね、業者が、まあ下請がいっぱい入ったこともあって、ある議員、まあ柴田正高議員から、ここの労働者の待遇がおかしい、男鹿から大量の安い労働者が入ってきてる、これを調べなければならないというこういう発言がありました。やはり公契約をしていながら、そこで働く労働者の労働条件というものが制約されておらず、規制緩和でいくらでも安く使えるというこういう工事では、どうしても建物自体に影響が出てくると思います。国会でも商工委員会の中で、私が調べた限りでは、れいわ新選組を除いて全党が公契約契約の適正化について、商工委員会の中でも全会一致、全会一致、れいわ新選組が反対してますので、これが賛成になってます。これは当然のことだと思います。

で、八峰町でも今後インフラ、道の駅とかいろんなその工事が公契約で行われると思います。そのためにもですね、適切な労働賃金、適切な下請契約ができているかどうか、これは条例でしっかりと規制するべきだと思いますので、この陳情に賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「議長、休憩取ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩。休憩いたします。

午後 ２時１０分 休 憩

.....

午後 ２時１１分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに討論ございませんか。１１番山本優人君。

○１１番（山本優人君） 陳情に対して反対いたします。

先ほど総務委員長が報告したようにですね、町がしっかり厳選した指名業者、入札の指名業者はですね、それなりにしっかりした経営をもってですね、労働環境、それから賃金を守ってまともにやっている優良会社を選んで入札等しているわけです。そういうふうな状況の中にですね、さらに賃金の的確に払われているかどうかまで町が審査するというふうな事務作業を発生させるっていうことは、職員の事務負担にも繋がるし、受ける業者そのものも負担が増えるばかりであります。さらに、まあ労働者の賃金が公共工事のみ引き上げられることになるとですね、公共工事の単価がものすごい上がるわけで、そうなりますね町が発注する工事がどんどんどんどん減っていったって、最終的には町の財源が圧迫され、福祉やら教育費やら、まあ人件費まで減らされるということに繋がりがねないということでもあります。さらに、そういうことになると民間では雇用の縮小が始まっていくわけです。公共事業並みの賃金が支払われるようになるとですね、それを抑制するために人員削減が始まる、そういうふうなことに繋がる。それから、賃金の支払いを強制するというふうな状況になるとですね、民間の企業の経営に対して介入をすることになるわけでありまして、まあそういうふうな公共工事では十分な賃金をもらえるけども、民間工事に行くと安い賃金で仕事をしなければならないことになるなどという、まあ選択が出てしまってますね、民間工事に対しての受注が減るというふうなことにもなりかねません。そして、まあ結局いろんな形で手抜き工事というふうなものが出て、発注したりする心配が出てきます。

まあそういうふうなことで、私はですね、この公契約に対する賃金の上昇というのに対しての陳情は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定されました。

日程第 3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 4、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第 2 条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

堀内町長より、12日の門脇議員の質問に関連し発言を求められておりますので、これを許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先日の補正予算の審議の際に門脇議員からご質問のありました、能代カントリークラブの件についてでございます。

現時点におきまして町として把握している内容を報告いたします。

能代カントリークラブの再建に向けて、今年の3月27日にゴルフ場を引き続き経営することを目的とした株式会社が設立されております。会社名は八峰しらかみ株式会社であります。八峰が漢字、しらかみが平仮名でございます。代表取締役が山田 倫さん、能代電設工業株式会社の会長も務めている方でございます。この八峰しらかみ株式会社は、6月4日に旧経営者の破産管財人と包括譲渡契約及び不動産、まあクラブハウス等みたいですが、これらの売買契約を締結したというふうに聞いております。今後様々な手続きを行いながら、このゴルフ場を再開していただけるものと町としても期待しているところでございます。

現時点で把握している内容は以上でございますけれども、また新たな情報等ありましたら議員の皆様にご周知してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 門協議員、よろしいですか。

○10番（門脇直樹君） はい。

○議長（皆川鉄也君） 今の町長の報告で。

○10番（門脇直樹君） はい、今町長がおっしゃったようにお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 2時19分 休 憩

.....

午後 2時19分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど障がい者の方の雇用の内容について総務課長答弁しましたが、中身にちょっと変更があるようでございますので、発言を許します。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 先ほど見上議員のご質問に対してお答えした、障がい者で雇用している会計年度任用職員の職業についてということでお答えする際に、教育委員会部局は保育士2名とお答えしましたが、間違いでして、1名は図書館の司書の補助員、図書館司書の補助員ですね、として雇用されてるということで保育士ではございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（皆川鉄也君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時20分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 11番 山 本 優 人

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範

同 署名議員 2 番 伊 藤 一 八